

これで準備万端!

吉村会計のセミナー



税制改正セミナー

相続税・贈与税・消費税・法人税・所得税

■自宅と預金しかないけど、うちも相続税がかかるようになるのかな。■相続税が増税されたみたいだけど、どのくらい税金が上がるのかな。■これからの相続税対策は、どうしたらいいのかな。■教育資金の贈与が非課税になるらしいけど。■住宅ローンや住宅取得資金の贈与など、住宅資金の調達で優遇措置が増えるみたい。■息子以外の後継者に事業を継承してもらうときでも、相続税の納税猶予ができるみたいだけど。■消費税が来年から税率が上がるけど、難しい経過措置があるらしい。■給与総額の増額や雇用を増やすと税金が安くなるらしい。など、こんな悩みのある方にお勧めです。

●今年は大きな・重要な改正がいっぱいです。●税金は、「備えあれば憂いなし」です。貴重な財産を守るために、キチンとした準備をしたいものです。●事業を後継者に継承していくにも、上手な節税をしておかないとできません。●今後の企業を順調に成長発展していくために税金情報は必要です。●財産や事業を守るために、多くの参加をお待ちしております。

講義内容

第1部 個人の方向け(相続税・贈与税・所得税) 13:00~15:00

- ①相続税の基礎控除及び税率構造
- ②小規模宅地等(特定居住用宅地等及び2世帯住宅)
- ③相続時精算課税の税率構造
- ④教育資金の一括贈与の非課税措置
- ⑤金融・証券税制 ⑥住宅税制 ⑦その他

第2部 法人・経営者の方向け(消費税・法人税) 15:00~17:00

- ①事業承継税制の緩和措置
- ②消費税の税率及び経過措置
- ③交際費等の損金不算入制度の拡充
- ④給与等支給額を増加させた場合の税額控除
- ⑤雇用促進税制の拡充(一人当たり40万円の税額控除)
- ⑥研究開発税制の拡充 ⑦その他

〈税理士吉村 博〉

1991年に開業後、当所セミナー以外に金融機関等でも多数講師活動を行う。



日 時:平成25年4月16日(火)
13:00~17:00

場 所:松戸二丁目自治会館(会場変更しました)
松戸市松戸1276-1ファミールスクエア松戸102
JR松戸駅西口 徒歩4分

講 師:税理士 吉村博ほか
参加費:無料

お申し込みはFAXで

047-347-9016

ご住所	〒		
会社名		参加者	
TEL		FAX	

吉村博税理士事務所 〒271-0044 千葉県松戸市西馬橋5-1-5
(株)わいわいビジネスコンサルタント TEL 047-347-9009